

個人情報ファイルの名称	児童手当受給者台帳
行政機関等の名称	牛久市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭課
個人情報ファイルの利用目的	児童手当・特例給付の支給に関する事務を行う
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 認定番号、5 個人番号、6 世帯番号、7 統一個人番号、8 続柄、9 住所、10 電話番号、11 記載事由、12 送付先情報、13 口座情報、14 認定日、15 認定理由、16 支給開始年月、17 消滅日、18 消滅理由、19 支給終了年月、20 改定理由、21 改定年月、22 提出日、23 手当月額、24 年金種別、25 配偶者有無、26 支給人数、27 年金記号番号、28 認定区分、29 被用者区分、30 差止開始日、31 差止解除日、32 備考、33 支給要件児童住民区分、34 小学校修了前該当年月日、35 非支給年月日、36 非該当年月日、37 同居別居の別、38 監護有無、39 生計関係、40 開始年月、41 終了年月、42 児童との関係、43 海外留学出国年月、44 現況届出力対象(法人、離婚協議中、DV 避難中、無戸籍、その他現況届要提出)、45 所得情報年度、46 所得申告有無、47 譲渡所得有無、48 扶養人数(普通扶養、老人扶養)、49 10万円控除額、50 所得額合計、51 控除額合計、52 児童手当所得額、53 所得制限限度児童手当額、54 所得額(所得額合計(税)、特例・条約適用利子・配当等、その他)、55 所得控除(雑損、医療費、小規模共済掛金等、公共用地取得、その他)、56 障害者控除人数(普通障害、特別障害)、57 本人控除(寡婦、ひとり親、勤労学生)、58 7月1日時点住所、59 異動履歴、60 支払年度、61 支給対象児童年齢区分別人数、62 支給対象児童年齢区分別手当額、63 支払日、64 手当支払調整額、65 手当支払調整済額、66 手当支払残額、67 手当支払済額、68 支払方法、69 対象支払期(内払元、内払先)、70 内払先支払連番、71 内払額、72 返還対象支払期、73 返還額、74 返還日、75 額改定履歴、76 現況届届出日、77 手当月額、78 メモ
記録範囲	児童手当受給世帯、児童手当消滅世帯
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、宛名管理システム、課税情報システム、各市区町村の児童手当担当課との照会、所得情報等保有市区町村及び日本年金機構への情報照会等
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 牛久市保健福祉部こども家庭課 (所在地) 〒300-1292 茨城県牛久市中央3丁目15番地1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
備考	—	